

人委給第175号

令和2年12月24日

千葉県議会議長 山中 操 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

## 職員の給与等に関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、  
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、公務運営について別紙第2  
のとおり報告します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1 職員の給与	3
2 民間給与の調査	3
3 職員の給与と民間給与との比較	4
4 職員の給与と国家公務員給与との比較	4
5 物価及び生計費	4
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
6 人事院の報告の概要	5
7 本年の月例給改定の考え方	5
8 高齢層職員の給与	6

### 別紙第2 公務運営に関する報告

1 人材の確保及び育成	7
(1) 人材の確保	
(2) 人材の育成	
2 能力・実績に基づく人事管理	9
3 勤務環境の整備	10
(1) 総実勤務時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
(4) ハラスメント防止対策	
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	14
5 コンプライアンスの徹底	15